

新潟市発注工事における I C T 活用工事の推進に関する試行方針

第1 I C T 活用工事の推進

国土交通省における I C T の全面的な活用推進への取組状況を踏まえ、以下の工種について「I C T 活用工事」の推進を図るものとする。

なお、運用にあたっては、別に定める「I C T 活用工事実施要領」により実施するものとする。

1－1 I C T 活用を推進する工種

工事工種体系ツリーにおける下記工種（レベル2）とする。

- ・河川土工、海岸土工
- ・道路土工
- ・舗装工
- ・付帯道路工

1－2 試行対象工事

1－1 に示す工種の土工量が1,000m³以上となる工事（建築営繕工事は除く）、舗装面積3,000m²以上の上層・下層路盤工事（建築営繕工事を除く）のうち、発注者が指定するもの。

第2 実施体制

I C T 活用土工及び I C T 舗装工の推進にあたっては、各技術に関する実施要領、積算方法など必要な事項について、関係所属で情報を共有し、実用化が円滑に進むよう対応するものとする。

第3 I C T 活用の推進を図るための措置

3－1 I C T 活用工事

I C T 活用工事（土工、舗装工）は、以下に示す I C T 活用における施工プロセスの各段階において I C T を全面的に活用する工事である。

【施工プロセスの各段階】

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T 建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT建設機械とは、3次元マシンコントロール技術、3次元マシンガイダンス技術を用いた建設機械である。

3-2 ICT建機による施工

ICT建機による施工とは、3-1に示す施工プロセスのうち、②と③だけにICTを活用する工事である。

3-3 実施手続き及び必要な経費の計上

入札公告時等に別途定める特記仕様書を添付し、ICT活用工事の適用対象とすることを明示する。契約後、受注者からの提案・協議により「ICT活用工事」か「ICT建機による施工」を実施することができる。

「ICT活用工事」を実施する場合、設計変更の対象とし、別途定める「ICT活用工事積算要領」により必要な経費を計上する。

「ICT建機による施工」を実施する場合も、当面は設計変更の対象とし、別途定める「ICT活用工事積算要領」により必要な経費を計上する。

3-4 工事成績評定における評価

ICT活用工事を実施した場合、創意工夫における【施工】において評価するものとする。また、ICT建機による施工を実施した場合も、当面は工事成績評定の対象とし、評価するものとする。

第4 ICT活用工事の推進のための当面の留意点

受注者が円滑にICT活用工事を導入できるように、以下の項目について積極的な対応を図る。

4-1 監督・検査体制の構築と要領等の周知

ICT活用工事において、施工に活用する技術については、その技術に応じた監督・検査を実施することがICT土工及びICT舗装工の円滑な推進のために必要である。

このため、ICT活用工事に関する監督・検査体制の構築及び要領等を周知し、各要領等に基づいた監督・検査を実施するものとする。

4-2 研修等の実施

官民が協同でICT活用工事の推進に取り組むために、研修や講習会等を実施する。